

05944P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

44

国税徴収法

▼  
理論マスター

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版

# はじめに

---

税理士試験の試験科目の一つに国税徴収法があるが、受験勉強においては何と言ってもその基礎理論の体得が大切となる。

しかも、本試験において問われる「理論問題」「設例問題」「例示計算問題」といかかる出題形式の問題へも対処できるよう、徹底した習得を図ることが必要とされる。

国税徴収法はいわゆる「滞納処分法」としての手続規定を中心とし、これに「第二次納税義務」などの実体的な規定が加味され、さらにこれが国税通則法中の関係条項と密接に連携しており、これらの関連において、その内容が充分に咀嚼されることが肝要である。

本書は国税徴収法を、その体系別に配列し、各セクションの別に従って、重要論点をピックアップ、基礎理論を展開している。本書の学習により、国税徴収法の体系的な理解と様々な問題への応用力が身に付くよう各位の便に資した。

皆様の御健闘を祈る次第である。

(本書は平成26年7月までの施行法令に準拠している。)

TAC税理士講座

## 凡　　例

法 .....	国税徴収法
令 .....	国税徴収法施行令
国通法 .....	国税通則法
国通令 .....	国税通則法施行令

## 引　　用　　例

法15①二 .....	国税徴収法第15条第1項第二号
-------------	-----------------

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上で重要な度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要な度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要な度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

# C O N T E N T S

## 目 次

### テーマ 1：国税と他の債権との調整

1－1 国税の一般的優先の原則	2
1－2 国税及び地方税の調整	3
1－3 留置権の優先	4
1－4 不動産保存の先取特権等の優先	5
1－5 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先	6
1－6 質権又は抵当権の優先	8
1－7 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収	10
1－8 担保仮登記の優先とその滞納処分との関係	12
1－9 譲渡担保権者の物的納税責任	14
1－10 国税及び地方税等と私債権との競合の調整	18

### テーマ 2：第二次納税義務

2－1 第二次納税義務の通則的な徴収手続	20
2－2 各種第二次納税義務の態様	22

### テーマ 3：滞 納 処 分

3－1 滞納処分による差押えの要件	30
3－2 第三者の権利の目的となっている財産の差押換	32
3－3 相続があった場合の財産の差押換	34
3－4 差押えにおける留意規定	36
3－5 各種財産の共通的な差押手続	39
3－6 動産又は有価証券の差押え	40
3－7 第三者が占有する動産等の差押えに当たっての第三者の権利の保護	42
3－8 債権の差押え	46
3－9 不動産の差押え	48
3－10 船舶又は航空機の差押え	49
3－11 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え	50
3－12 第三債務者等がない無体財産権等の差押え	52
3－13 第三債務者等がある無体財産権等の差押え	54
3－14 差押えの一般的効力	56

3-15	差押えの解除	58
3-16	交付要求	62
3-17	参加差押	64
3-18	財産の調査	68

#### テーマ4：換価・配当

4-1	換価	72
4-2	換価の効果	80
4-3	配当	82

#### テーマ5：徴収緩和制度

5-1	災害等による納税の猶予	86
5-2	通常の納税の猶予	90
5-3	課税遅延に基づく納税の猶予	94
5-4	換価の猶予	102
5-5	滞納処分の停止	108

#### テーマ6：保全処分・国税の担保

6-1	繰上請求	112
6-2	保全差押	114
6-3	繰上保全差押	118
6-4	保全担保	122
6-5	国税の担保	124
6-6	納付委託	128
6-7	納付義務の承継	132
6-8	連帶納付義務	134

#### テーマ7：その他

7-1	国税の処分に対する不服申立てと国税の徴収との関係	136
7-2	罰則	139
7-3	国税通則法及び国税徴収法の目的	140

#### 《参考》

過年度本試験問題	142
慣用語の知識	201

平成26年度（第64回）税理士試験の最新問題について

税理士試験の最新本試験問題は、9月1日より、下記サイトに掲載いたします。アドレスを直接ご入力の上、ご利用ください。

## テーマ 1

# 国税と他の債権との調整

---

## テーマ1 国税と他の債権との調整

### 1-1 国税の一般的優先の原則

[ランクA]

#### 1. 国税優先の原則（法8）

重要度◎

国税は、納税者の総財産について、別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

#### 2. 強制換価手続の費用の優先（法9）

重要度◎

納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その換価代金につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

#### 3. 直接の滞納処分費の優先（法10）

重要度◎

納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立って徴収する。

#### 4. 強制換価の場合の消費税等の優先

重要度◎

##### (1) 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例（国通法39）

- ① 税務署長は、消費税等（消費税を除く。以下同じ。）の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税等の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税等を徴収することができる。
- ② 税務署長は、消費税等を徴収するときは、あらかじめその執行機関及び納税者に対し、徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。
- ③ その通知があった場合において、その換価がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税等が決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、交付要求とみなす。

##### (2) 強制換価の場合の消費税等の優先（法11）

強制換価の場合の消費税等の徴収の特例等の規定により徴収する消費税等（その滞納処分費を含む。）は、差押先着手による国税の優先等の規定にかかわらず、その徴収の基因となった移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だって徴収する。

## 1-2

## 国税及び地方税の調整

[ランクA]

### 1. 差押先着手による国税の優先 (法12)

重要度◎

- (1) 納税者の財産につき国税の滞納処分による差押えをした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があったときは、その差押えに係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だって徴収する。
- (2) 紳税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押えがあった場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押えに係る国税又は地方税に次いで徴収する。

### 2. 交付要求先着手による国税の優先 (法13)

重要度◎

納税者の財産につき強制換価手続（破産手続を除く。）が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があったときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だって徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

### 3. 担保を徴した国税の優先 (法14)

重要度◎

国税につき徴した担保財産があるときは、上記1又は2の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だって徴収する。

## テーマ 1 国税と他の債権との調整

### 1-3 留置権の優先

[ランクB]

#### 1. 内容 (法21①)

重要度◎

留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。

この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権に先立って配当するものとする。

#### 2. 留置権がある事実の証明 (法21②)

重要度◎

上記1の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

#### 3. 証明の時期 (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあっては、留置権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

**1-4****不動産保存の先取特権等の優先**

〔ランクB〕

**1. 内容** (法19①)

重要度◎

次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- (1) 不動産保存の先取特権
- (2) 不動産工事の先取特権
- (3) 立木の先取特権
- (4) 商法等の先取特権
- (5) 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

**2. 先取特権がある事実の証明** (法19②)

重要度◎

上記1(3)から(5)まで ((3)の先取特権で登記したものと除く。) の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

**3. 証明の時期** (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあっては、先取特権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

**《参考》 不動産保存・不動産工事の先取特権と抵当権の関係 (民法339条)**

不動産保存の先取特権、不動産工事の先取特権は、先に登記した抵当権に優先して弁済を受けることができる。

1-5

法定納期限等以前にある不動産賃貸の  
先取特権等の優先

〔ランクB〕

1. 内容 (法20①)

重要度○

次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- (1) 不動産賃貸の先取特権
- (2) 不動産売買の先取特権
- (3) 借地借家法等の先取特権
- (4) 登記をした一般の先取特権

2. 先取特権がある事実の証明 (法20②)

重要度○

上記1(1)の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

3. 証明の時期 (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあっては、先取特権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

## テーマ1 国税と他の債権との調整

(MEMO)

## 1-6 質権又は抵当権の優先

[ランクA]

### 1. 内容

重要度◎

#### (1) 法定納期限等以前に設定された質権又は抵当権の優先 (法15①、16)

納税者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合において、その質権又は抵当権が国税の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

#### (2) 謙受前に設定された質権又は抵当権の優先 (法17)

納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

### 2. 質権設定の事実の証明 (法15②)

重要度◎

上記1の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。

この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は次に掲げる書類によってしなければならない。

- (1) 公正証書
- (2) 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書
- (3) 郵便法による内容証明を受けた証書
- (4) 電磁的方式による確定日付が付与された電磁的記録の内容を証する書面

### 3. 証明の時期 (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあっては、質権設定の事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定日の前日までに税務署長に提出するものとする。

#### 4. 質権設定の事実を証明しなかった場合の他の質権との優先劣後に関する特例（法15④）

重要度○

上記1(1)の質権を有する者は、上記2の証明をしなかつたため国税におくれる金額の範囲内においては、上記1(1)の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

#### 5. 質権及び抵当権の優先額の限度等

重要度○

##### (1) 根質又は根抵当の場合の優先債権額についての特例（法18①）

上記1の規定に基づき国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。

ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

##### (2) 質権又は抵当権の被担保債権額の増額の登記がされた場合（法18②）

質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、上記1の規定を適用する。

#### 《参考》抵当権の順位（民法373条）

同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

#### 《参考》動産質権の順位（民法355条）

同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による。

## テーマ1 国税と他の債権との調整

### 1-7

### 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収〔ランクA〕

#### 1. 要件 (法22①)

重要度◎

次のすべての要件に該当するときは、譲渡財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によって担保される債権につきその質権者又は抵当権者が配当を受けるべき金額のうちから譲渡人の国税を徴収することができる。

- (1) 納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したこと。
- (2) 紳税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められること。

#### 2. 徴収手続

重要度○

##### (1) 質権者等に対する通知 (法22④)

税務署長は、上記1により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

##### (2) 交付要求 (法22⑤)

税務署長は、上記1の譲渡財産につき強制換価手続が行われた場合には、上記1により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

##### (3) 質権又は抵当権の代位実行 (法22③)

税務署長は、上記1により国税を徴収するため、質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

#### 3. 徴収できる金額の範囲 (法22②)

重要度◎

上記1により徴収することができる金額は、(1)の金額から(2)の金額を控除した額をこえることができない。

##### (1) 本来の配当金額

譲渡財産の換価代金から質権者又は抵当権者がその被担保債権について配当を受けるべき金額

##### (2) 仮定配当金額

譲渡財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき譲渡人の国税の交付要求があったものとした場合に質権者又は抵当権者がその被担保債権に

## テーマ1 国税と他の債権との調整

について配当を受けるべき金額

### 1-8

### 担保仮登記の優先とその滞納処分との関係 [ランクB]

#### 1. 国税と担保仮登記の被担保債権との調整

重要度○

##### (1) 法定納期限等以前にされた担保仮登記の優先 (法23①)

国税の法定納期限等以前に納税者の財産につき、その者を登記義務者（登記義務者を含む。）として、担保のための仮登記がされているときは、その国税は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

##### (2) 謙受前にされた担保仮登記の優先 (法23③)

納税者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

##### (3) 担保仮登記付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (法23③)

次のすべての要件に該当するときは、譲渡財産の強制換価手続において、その担保のための仮登記によって担保される債権につきその担保仮登記権利者が配当を受けるべき金額のうちから譲渡人の国税を徴収することができる。

- ① 納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に担保のための仮登記をした財産を譲渡したこと。
- ② 紳税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められること。

なお、この場合、徴収手続、徴収金額については、代位実行の規定を除き担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収の規定を準用する。

#### 2. 国税と物上代位権との調整 (法23②)

重要度△

担保のための仮登記がされている納税者の財産上に、次に掲げる担保権があるときは、その国税は、その財産についての清算金に係る換価代金につき、物上代位の規定により権利が行使された次に掲げる担保権により担保される債権に次いで徴収する。

- (1) 不動産保存の先取特権等
- (2) 国税の法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等
- (3) 国税の法定納期限等以前に設定された質権又は抵当権
- (4) 国税の法定納期限等以前にされた担保のための仮登記

**3. 根担保仮登記の効力 (法23④)**

重要度△

担保仮登記契約で、その被担保債権がその契約の時に特定されていないものは、国税の滞納処分においては、その効力を有しない。

**4. 担保仮登記付財産に対する差押えの効力 (法52の2)**

重要度○

**(1) 清算金支払前の場合**

担保のための仮登記がある財産につき滞納処分による差押えがあった場合において、その差押えが清算金の支払の債務の弁済前（清算金がないときは、清算期間の経過前）にされたものであるときは、担保仮登記権利者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない。

**(2) 清算金支払後の場合**

担保のための仮登記がある財産につき滞納処分による差押えがあった場合において、その差押えが清算金の支払の債務の弁済後（清算金がないときは、清算期間の経過後）にされたものであるときは、担保仮登記権利者は、その財産の所有権の取得をもって差押債権者に対抗することができる。

**5. 担保仮登記権利者に対する差押えの通知 (法55二)**

重要度○

仮登記がある財産を差し押えたときは、税務署長は、仮登記の権利者のうち知っている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

**6. 換価の制限 (法90③)**

重要度○

上記5の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えの提起があったときは、その訴訟の係属する間は、その国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。

### 1-9 謙渡担保権者の物的納税責任

[ランクA]

#### 1. 要件 (法24①⑧、法附則5④)

重要度◎

次のすべての要件に該当するときは、謙渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

- (1) 納税者が国税を滞納していること。
- (2) 紳税者が謙渡した財産（手形を除く。）でその謙渡により担保の目的となっているもの（「謙渡担保財産」という。）があること。
- (3) その謙渡担保財産の謙渡に係る権利の移転の登記等が、納税者の国税の法定納期限等後にあること。
- (4) 纳税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められること。
- (5) 登記制度のない財産については、謙渡担保権者が国税の法定納期限等以前に謙渡担保財産となっている事実を証明しなかったこと。この場合の証明方法は、質権設定の事実の証明の規定を準用する。

#### 2. 徴収手続

重要度◎

##### (1) 謙渡担保権者に対する告知 (法24②)

税務署長は、上記1により国税を徴収しようとするときは、謙渡担保権者に對し、所定の事項を記載した書面により告知しなければならない。

##### (2) 紳税者等に対する通知 (法24②)

上記(1)の告知をした場合においては、謙渡担保権者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長及び納税者に對しその旨を通知しなければならない。

##### (3) 謙渡担保財産に対する滞納処分 (法24③)

上記(1)の告知書を発した日から10日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、謙渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その謙渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。

##### (4) 第二次納税義務に関する規定の準用 (法24③)

次に掲げる事項については、第二次納税義務に関する規定が準用される。

###### ① 差押えの繰上げ

告知書を発した日から10日を経過した日までに、謙渡担保権者について繰上請求の事由が生じたときは、繰上請求をすることができ、当該請求に係る期限までに完納されていないときは、当該謙渡担保財産を直ちに差し押さえることができる。

### ② 換価の順序

譲渡担保財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

### ③ 求償権の行使

譲渡担保財産から納税者の国税を徴収したときは、譲渡担保権者から納税者に対してする求償権の行使を妨げない。

### ④ 訴訟による換価の制限

譲渡担保権者が上記(1)の告知又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、その国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。

### ⑤ 不服申立てによる換価の制限

譲渡担保財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

## (5) 納税者の財産とした滞納処分との関係 (法24④)

譲渡担保財産を納税者の財産とした差押えは、上記1の要件に該当する場合に限り、上記(3)による差押えとして滞納処分を続行することができる。

この場合において、税務署長は、遅滞なく、上記(1)の告知及び上記(2)の通知をしなければならない。

## (6) 滞納処分の続行の通知 (法24⑤⑥)

① 税務署長は、上記(5)により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次に掲げる財産であるときは、それぞれに掲げる者に対し、納税者の財産とした差押えを上記(3)による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

イ 第三者が占有する動産又は有価証券

動産又は有価証券を占有する第三者

ロ 債権又は第三債務者等のある無体財産権等（これらの財産の権利の移転につき登記を要するものを除く。）

第三債務者等

② 税務署長は、上記(5)により滞納処分を続行する場合において、質権者等に対する差押えの通知に掲げる者（仮登記の権利者を除く。）のうち知れている者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産とした差押えを上記(3)による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

## テーマ 1 国税と他の債権との調整

### (7) 譲渡担保財産としての滞納処分の続行（法24⑦）

上記(1)による告知又は上記(5)の適用を受ける差押えをした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、上記(3)の滞納処分を続行する。

## 3. 譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例（法25②、令9）

重要度◎

### (1) 差押先着手による優先の特例

譲渡担保財産について、設定者の国税が担保権者の国税等と競合する場合において、その財産が担保権者の国税等につき差し押さえられているときは、差押先着手による国税の優先の規定の適用については、その差押えがなかったものとみなし、設定者の国税（その国税の交付要求が2以上あるときは、最も先に交付要求をした国税）につきその財産が差し押さえられたものとみなす。この場合においては、その担保権者の国税等につき交付要求（他の担保権者の国税等の交付要求があったときは、これよりも先にされた交付要求）があったものとみなす。

### (2) 交付要求先着手による優先の特例

譲渡担保財産について、設定者の国税が担保権者の国税等と競合する場合において、担保権者の国税等の交付要求（上記(1)によりみなされる担保権者の国税等の交付要求を含む。）の後にされた設定者の国税の交付要求（上記(1)の適用を受ける設定者の国税の交付要求を除く。）があるときは、交付要求先着手による国税の優先の規定の適用については、その設定者の国税の交付要求は、担保権者の国税等の交付要求よりも先にされたものとみなす。

## 4. 譲渡担保財産の換価の特例（法25①）

重要度△

買戻権の登記等がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び上記2(3)の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

税理士受験シリーズ  
2015年度版 44 国税徴収法 理論マスター

発行日 2014年8月24日  
初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)  
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05944P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。